

鳥類の被害防止に係る農薬の影響評価ガイダンスの一部改正について

鳥類の被害防止に係る農薬の影響評価ガイダンス（環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室）（以下、「鳥類ガイダンス」という。）については、令和元年11月に制定し、令和2年4月に施行したところであるが、規定内容の明確化を図る観点から令和2年12月付けで一部改正を行った（別添）。

○主な改正点及び改正理由

鳥類基準値を設定不要とする場合の要件に係る規定が、「試験方法に定められた限度用量において影響が観察されなければ、一律に基準値の設定は不要」との誤解を生じさせる懸念があったことから、水産基準値を設定不要とする場合の要件と同様に、基準値設定が不要となるのは、「評価対象農薬の有効成分が農薬以外で広く利用されている場合であって、かつ、限度用量において影響が観察されないなど、基準値設定の必要がないと認められる場合」に限定されていることを明確にするため、これらの文言を追加。

(別添)

「鳥類の被害防止に係る農薬の影響評価ガイダンス
(令和元年11月環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室)」
一部改正新旧対照表 (令和2年12月改正)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 鳥類基準値の設定</p> <p>2-1. 基本的事項</p> <p>鳥類基準値は、鳥類急性経口毒性試験で得られるLD₅₀について、供試鳥から仮想指標種への体重補正を行い、さらに複数の試験結果が得られる場合にあつてはそれらの結果を統合し、不確実係数で除すことにより設定する。</p> <p>なお、<u>評価対象農薬の有効成分が農薬以外で広く利用されている場合であつて、かつ鳥類への急性毒性又は亜急性毒性に係る試験(急性経口毒性試験又は混餌投与試験)により得られた試験結果において、試験方法に定められた限度用量で評価対象農薬による影響が観察されないなど、評価対象農薬による鳥類への毒性が極めて弱く、登録基準設定の必要がないと認められる場合にあつては、鳥類基準値は設定しないものとする。</u></p> <p>2-2. ~2-6. (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 鳥類基準値の設定</p> <p>2-1. 基本的事項</p> <p>鳥類基準値は、鳥類急性経口毒性試験で得られるLD₅₀について、供試鳥から仮想指標種への体重補正を行い、さらに複数の試験結果が得られる場合にあつてはそれらの結果を統合し、不確実係数で除すことにより設定する。</p> <p>なお、鳥類への急性毒性及び亜急性毒性に係る試験(急性経口毒性試験及び混餌投与試験)において、<u>得られた試験結果が試験方法に定められた限度用量において評価対象農薬による影響が観察されないなど、評価対象農薬による鳥類への毒性が極めて弱いと判断される場合にあつては、鳥類への被害防止において「当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性が極めて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合」に該当することとし、鳥類基準値は設定しないものとする。</u></p> <p>2-2. ~2-6. (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>